

大規模災害発生時における高知空港の早期復旧活動に関する協定書

高知県建設業協会会員が保有する資材、機材、技術者等の出動及び会員等からの情報提供など、大規模災害発生時における高知空港の早期復旧活動を円滑かつ効率よく実施するために、国土交通省大阪航空局高知空港事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人 高知県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第一条 この協定は、地震及び津波等による大規模災害が発生し、混乱した初期の段階において、乙に所属する会員等からの情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動により、高知空港の迅速な被災状況の把握や早期復旧活動を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（乙の行うべき事項）

第二条 乙は、高知空港の早期復旧活動を支援するために、以下の業務を行う。

- ① 協会内の支援体制を整備する。
- ② 会員等の自宅及び勤務地近辺等における高知空港へ接続する緊急輸送道路及びその近辺の被災状況に関する情報を収集整理する。
- ③ 出動等が可能な資材、機材、技術者等について、予め実態を把握しておく。
- ④ 災害により発生すると予測される土砂・瓦礫等の処理場について、予め実態を把握しておく。

（乙の支援内容）

第三条 乙は、以下の業務を行うことにより、高知空港の早期復旧活動を支援する。

- ① 会員等からの自主的な被災状況報告を収集整理し、甲の要請により情報提供する。
- ② 甲からの支援要請の内容を検討し、協会内の支援体制を基本に支援活動する。

（協定期間）

第四条 この協定の期間は会計年度単位とする。ただし、毎会計年度当初において、甲及び乙の双方又は一方から特段の意思表示のない場合は同一内容で更新されたものとして取り扱う。

（適用範囲）

第五条 この協定は、地震及び津波等による大規模災害が発生し、高知空港が被災、混乱した初期の段階に適用する。

（活動に伴う費用）

第六条 この協定に基づく支援内容の内、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

(その他)

第七条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して解決する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙